

平成 30 年 10 月 9 日
埼玉県医師信用組合

「インターネットバンキングご利用規定」の一部改正について

平成 30 年 10 月 9 日の内国為替 24 時間 365 日稼働開始により、当組合のインターネットバンキングを利用した振込の受付時間を拡大することに伴い、「インターネットバンキングご利用規定」を下記の通り改正いたしますので、ご案内申し上げます。

○「インターネットバンキングご利用規定」の改正箇所

3. 振込・振替サービス

(1) サービスの内容

【改正前】

②当組合は、依頼日当日が銀行窓口営業日(以下「営業日」という)で、当組合所定の取引時限までに依頼を受付した場合は依頼日当日に振込・振替をします。但し、依頼の受付が取引時限を越えている場合あるいは当組合が定める銀行窓口休業日の場合は翌営業日に振込・振替をします。(以下、「振込・振替予約」といいます)

【改正後】

②当組合は、前記 1. (3)に規定する利用時間内において、依頼日当日を指定日とする振込・振替を受付けた場合は依頼日当日に振込・振替をします。また、翌日以降を指定日とする振込・振替を受付けた場合には、その指定日に振込・振替をします。(以下、「振込・振替予約」といいます)

3. 振込・振替サービス

(6) 使用端末機器による依頼の取消

【改正前】

①振込・振替予約の場合には、振込・振替指定日の前営業日までに限り、使用端末機器によって依頼の取消を行うことができます。

【改正後】

①振込・振替予約の場合には、振込・振替指定日の前日までに限り、使用端末機器によって依頼の取消を行うことができます。

○改正日 平成 30 年 10 月 9 日

以上